

デイサービスセンター楓の丘

指定通所介護

運 営 規 程

社会福祉法人 湖聖会

(施設の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖聖会が設置運営するデイサービスセンター楓の丘（以下「施設」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事業を定め、施設で指定通所介護（以下「介護サービス」という。）の提供に当たるもの（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外には、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。更に、事業の実施に当たっては関係市町村・地域の保健医療福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター楓の丘
- (2) 所在地 静岡県富士宮市羽駒2505番地1

(従業者の職種・員数)

第4条 施設に勤務する従業者の職種・員数は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名（併設の介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の管理者と兼務）
- (2) 生 活 相 談 員 1名以上
- (3) 看 護 職 員 1名以上
- (4) 介 護 職 員 7名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の看護・介護・指導・援助を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護・指導・援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第6条 施設の営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(利用定員)

第7条 利用定員は40名とする。ただし、総合事業通所介護の利用者を含む。

(通所介護の内容)

第8条 通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画に基づいて、必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画が作成されていない等の場合は、施設と利用者との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス（排泄、移動、身体の見守り）
- (4) 健康状態の確認（健康の維持、疾病の早期発見に努める）
- (5) 送迎サービス
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) レクリエーションサービス
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第9条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、要介護状態に応じたサービス利用料金から、介護保険給付額を差し引いた金額とする。なお、その他の場合は法令の定めるところによる。

2 前項に定めるものほか、次に掲げるサービスについては、重要事項説明書に定める金額により支払いを受ける。

- (1) 食事、おやつの提供に要する費用
 - (2) おむつの提供費用
 - (3) サービス提供時間を延長した延長料金
 - (4) 通常の事業の実施地域以外の交通費
 - (5) キャンセル料
 - (6) 日常生活上必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者または家族の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

富士宮市

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたって、主治医から日常生活上の指示事項、利用当日の健康状態を従業者に申し出て、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意すること。
- (2) サービスの利用にあたって、体調不良等によって介護サービスに適さないと判断される場合には、サービスの提供が中止されることがあるものとする。
- (3) 施設の設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- (4) 施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- (5) 施設内で次の各号に該当する行為をしないこと。
 - ・決められた場所以外での喫煙
 - ・従業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (6) 故意又は重大な過失により事業所又は従業者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為を行わないこと。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、介護サービスを提供中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し必要な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第13条 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、非常災害時における対応のため、防火管理者を置くものとする。
- 3 施設は、非常災害に対する具体的計画は、消防のみならず、風水害・地震等の災害にも対処できるよう策定するものとする。

(地域との連携)

第14条 施設は、地域住民及びその活動等に対して連携や協力をを行い、地域交流に努める。

- 2 市町村との情報交換を密にし、地域の町内会長や民生委員等と協力しながら運営していく。

(事故発生時の対応)

第15条 施設は、介護サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、その他関係者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、利用者に対する介護サービスの提供等により、当施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(衛生管理)

- 第16条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。
- 2 施設は、感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第17条 施設は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 施設は、市町村が行う文書その他の物件の提出、もしくは掲示の求め、または当該市町村職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を当該市町村に報告する。
- 5 施設は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(記録の整備)

- 第18条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 施設は、利用者に対する介護サービスの提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
- (1) 通所介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由の記録
 - (4) 市町村への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(虐待の防止に関する事項)

- 第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項と個人情報の保護）

第20条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 施設は、従業者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人湖聖会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 6月 1日から改訂する。

この規程は、平成25年 8月 1日から改訂する。

この規程は、平成25年11月 1日から改訂する。

この規程は、平成26年 1月 20日から改訂する。

この規程は、平成26年 6月 9日から改訂する。

この規程は、平成27年 4月 1日から改訂する。

この規程は、平成27年 5月 1日から改訂する。

この規程は、平成27年 8月 1日から改訂する。

この規程は、平成28年 4月 1日から改訂する。

この規程は、令和 1年11月 1日から改訂する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から改訂する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から改訂する。

この規程は、令和 6年10月 1日から改訂する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から改訂する。

この規定は、令和 7年11月 1日から改訂する。